

【別紙】

由布市ホームページ広告掲載基準

(趣旨)

- 1 この基準は、第2条第1項第2号に規定する基準を定めるものである。

(広告物の形式)

- 2 掲載する広告物は、バナー広告とする。

(サイズ、画像形式、容量)

- 3 掲載する広告物のサイズ等は、特に指定のない限り以下の基準によるものとする。

- (1) サイズ 縦50ピクセル×横135ピクセル
- (2) 画像形式 GIF (アニメ不可) 又はJPEG
- (3) 容量 4KB以内

(広告掲載の位置)

- 4 由布市トップページ (<http://www.city.yufu.oita.jp/index.html>) の下部

(広告主の表示)

- 5 バナー広告には、広告主の名称、店名等を表示しなければならない。

(禁止表現)

- 6 次の表現を含む広告物は、閲覧者の意思に反した動きをしたり、誤解を与えたりするおそれがあるため、掲載しない。

- (1) 「はい」「いいえ」「開く」「閉じる」「キャンセル」などのボタン
- (2) アラートマーク (警戒・警報・待機状態と思われるもの)
- (3) ラジオボタン
- (4) テキストボックス (テキスト入力が可能に見えるもの)
- (5) プルダウンメニュー (下部に選択肢があるように見えるもの)

(市の掲載情報との区別)

- 7 次の表現を含む広告物は、閲覧者が市の掲載情報の一部であるかのように混同するおそれがあるため、掲載しない。

- (1) ホームページのコンテンツと類似の色調及び字体を使用するもの
- (2) 「育児指導」「消費生活相談」「高齢者の生活ガイド」など、市政を連想させる分野において一般的な表現を用いるなど、ホームページ閲覧者が由布市の事業と誤解しやすいもの

(色調)

8 広告物の色調については、ホームページ全体の調和を損なわないようにするため、次の基準によるものとする。

- (1) 文字色と背景色のコントラストを考慮するとともに、背景に画像、写真、模様等を使用するときは文字の周りを縁取るなどして、文字を読みやすくするよう配慮しなければならない。
- (2) 金銀色、蛍光色等は使用不可とし、目立つことを重視するあまり極端な色使いとしないものとする。

(解像度)

9 広告物の文字、写真、イラスト等の解像度については適切な処理を行い、鮮明に見えるようにしなければならない。

(その他)

10 本基準に定めのない事項については、必要に応じて協議して定めるものとする。